

むつ市農業委員会第 6 7 3 回総会議事録

平成 2 3 年 1 0 月 1 4 日（金）むつ市農業委員会総会が、むつ市役所大会議室 1 に
 において開催された。

1. 開催日時 平成 2 3 年 1 0 月 1 4 日（金）午前 1 0 時 5 0 分から午後 1 2 時 0 0 分
2. 開催場所 むつ市役所 大会議室 1
3. 出席した委員の番号及び氏名（26 名）

番 号	役 職 名	氏 名
1	農 業 委 員	板 井 弘 巳
2	〃	柳 澤 都 市 秋
3	〃	北 上 勝 利
4	〃	柴 田 峯 生
6	〃	福 永 忠 雄
8	〃	野 里 岩 雄
1 0	〃	菅 原 靖 博
1 1	〃	工 藤 輝 雄
1 2	〃	本 山 日 満 夫
1 3	会 長	立 花 順 一
1 4	〃	水 戸 隆 璽
1 5	〃	鴨 田 輝 雄
1 6	〃	藤 澤 伊 三 郎
1 7	〃	橋 本 唯 志
1 8	〃	小 林 義 顯
1 9	〃	赤 坂 直 良
2 0	〃	嶋 影 秀 子
2 1	〃	菊 池 秀 藏
2 2	〃	立 花 幸 雄
2 3	〃	坪 清 志
2 5	〃	坂 本 正 一
2 6	〃	村 口 鉄 雄
2 7	〃	原 英 輔
2 8	〃	杉 山 武 美
2 9	会 長 職 務 代 理 者	畑 中 重 宏
3 0	農 業 委 員	中 嶋 寿 樹

4. 欠席した委員の番号及び氏名（4名）

番 号	役 職 名	氏 名
5	農 業 委 員	蛭 名 修 一
7	〃	村 口 利 光
9	〃	北 川 岩 男
24	〃	山 口 芳 一

5. 議事の概要

第1 議事録署名委員の指名、会議書記の事務局職員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 競売買受適格証明の承認について

第4 その他

6. 会議に従事した職氏名

事務局長 手間本 富士雄

次 長 増 田 健 二

総括主幹 一 家 隆 雄

主 事 山 川 知 佳

7. 会議録署名委員

10番 菅 原 靖 博 11番 工 藤 輝 雄

8. 会議記録者

農業委員会事務局 主 事 山 川 知 佳

会 議 の 概 要

議 長	ただいまから、むつ市農業委員会第 6 7 3 回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は、3 0 名中 2 6 名で定足数に達しております。 本日、5 番蛭名委員、7 番村口利光委員、9 番北川委員、2 4 番山口委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。
議 長	これより、本日の会議を開きます。 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第 4 3 条の規定により議長において、1 0 番菅原委員、1 1 番工藤委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の山川主事を指名いたします。
議 長	日程第 2、会期の決定を行います。 本総会は、本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	ご異議がありませんので、本総会の会期は、本日 1 日とすることに決定いたします。
議 長	それでは、議案審議に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条による許可申請について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第 1 号について、ご説明いたします。 農地法第 3 条の許可申請 3 件であります。受付第 1 号の申請地が 2 筆中、むつ市大字関根字嘉戸沢 5 番 1 については、地目が田、面積が 6 , 4 8 2 m²。現況は、休耕地であります。むつ市大字関根字南関根 2 1 6 番 1、地目が畑、面積が 5 4 3 m²。現況は、自給用の季節野菜が栽培されています。高齢となる母親から四男の子供に土地の贈与を行う所有権の移転であります。平成 2 3 年 9 月 1 6 日、5 番蛭名委員、2 3 番坪委員、2 8 番杉山委員、事務局において土地の利用状況を確認しております。営農計画書が提出されており、休耕地の部分も含めて農地の有効利用を図るものであります。農地法第 3 条調査書に記載のとおり、基準要件による下限面積、労働条件、農機具の利用、また、周辺農地において及ぼす影響もなく、特に問題はないと思います。 受付第 2 号につきましては、申請地がむつ市大畑町松ノ木 2 0 8 番 8、地目が田、面積が 1 6 7 m²。新潟市の姉から大畑町の弟に土地の贈与を行う所有権の移転であります。平成 2 3 年 9 月 2 1 日、2 番柳澤委員、1 9 番赤坂委員、事務局において土地の利用状況を確認しております。 現況は、休耕地ではありますが草苅などの手入れがされ、農地として適正に管理されています。農地法第 3 条調査書に記載のとおり、基準要件による下限面積、労働条件、農機具の利用、また、周辺農地において及

ばす影響もなく、特に問題はないと思います。

受付第3号につきましては、申請地がむつ市川内町新田164番、地目が畑、面積が675㎡。売買による所有権の移転であります。平成23年10月4日、1番板井委員、7番村口利光委員、8番野里委員、26番村口鉄雄委員、事務局において土地の利用状況を確認しております。現況は、畑地として季節野菜が栽培されています。譲渡人は、今後において農地の耕作ができないため。また、譲受人においては、経営規模拡大により、土地の売買を行うものであります。農地法第3条調査書に記載のとおり、基準要件による下限面積、労働条件、農機具の利用、また、周辺農地において及ばす影響もなく、特に問題はないと思います。

議案第1号の受付第1号から第3号まで、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

杉山委員

議案第1号受付第1号について、報告いたします。

平成23年9月16日、私と蛭名委員、坪委員、事務局で現地を確認しております。事務局の説明のとおり、基準要件は満たされ、農業の継続を行うもので特に問題はないと思います。

赤坂委員

議案第1号受付第2号について、報告いたします。

平成23年9月21日、私と柳澤委員、事務局で現地を確認しております。事務局の説明のとおり、基準要件は満たされていますので、特に問題はないと思います。

村口鉄雄
委員

議案第1号受付第3号について、報告いたします。

平成23年10月4日、私と板井委員、村口利光委員、野里委員、事務局において現地を確認しております。事務局の説明のとおり、基準要件は満たされ、経営規模拡大の計画により、特に問題はないと思います。

議 長

議案第1号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

各委員

なし

議 長

質疑がありませんので、議案第1号は原案のとおり承認いたします。

議 長

議案第2号の審議に入る前に、暫時休憩いたします。

菊池委員が議案第2号案件の当事者であります。議案第2号審議が終わるまで、一時、会場から退席を求めます。

議 長

会議を再開いたします。

議 長

議案第2号、「競売に係る買受け適格者証明の承認について」を、議題に供します。事務局より説明願います。

事務局

議案第2号について、ご説明いたします。

農地法第3条の適用を受ける土地について、競売に係る買受け適格者証明の承認を得るものであります。

青森地方裁判所執行の事件番号平成22年（ケ）第351号の競売物件4筆については、裁判所においても今年の4月現地調査を行っています。競売物件は、むつ市大字奥内字栖立場3番2、地目が畑、面積が1,189㎡。字栖立場3番3、地目が畑、面積が6,043㎡。字栖立場3番9、地目が畑、面積が1,376㎡。字栖立場3番10、地目が畑、面積が553㎡。合計4筆の面積が9,161㎡であります。入札期間は、裁判所において平成23年10月24日～10月31日までの期間入札となっております。平成23年10月6日立花幸雄委員、中嶋委員、事務局において農地の利用状況を確認しております。競売物件の所在地は、畑地として利用されています。買受申出人につきましては、認定農業者であること、農地法第3条調査書に記載のとおり、基準要件による下限面積、労働条件、農機具の利用、また、周辺農地において及ぼす影響もなく、特に問題はないと思います。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

立花幸雄
委員

議案第2号について、報告いたします。

平成23年10月6日、私と中嶋委員、事務局で現地を確認しております。現況は畑地であり、事務局の説明のとおり、基準要件は満たされ、経営規模の拡大を行う計画で、農地法第3条の基準要件を満たしていることから、特に問題はないと思います。 以上です。

議長

議案第2号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

柴田委員
事務局

承認を得た後、落札された場合許可したものと考えてよいのか。

農地法第3条の適用を受ける土地でありますので、基準要件が満たされていれば承認され、競売の期間入札に参加できます。また、入札において落札された方は、許可されたものとして取扱いされることとなります。 以上です。

議長
各委員

質疑ございませんか。

なし

議長

質疑がありませんので、議案第2号は、原案のとおり承認いたします。

議長

暫時休憩いたします。

議長

菊池委員の入場を認めます。

議長

会議を再開いたします。

議長

追加議案第1号競売に係る買受適格者証明の承認について、議題に供します。事務局より説明願います。

事務局

平成23年10月11日受付のありました追加議案第1号について、ご説明いたします。

詳細につきましては、議案第2号と同じく、競売に参加するため買受適格者証明の承認を得るものであります。

買受申出人は、営農計画書が提出されており、農地法第3条調査書に記載のとおり、基準要件による下限面積、労働条件、農機具の利用、また、周辺農地において及ぼす影響もなく、特に問題はないと思います。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長

追加議案第1号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

各委員

なし

議長

質疑がありませんので、追加議案第1号は原案のとおり承認いたします。

議長

議案審議は、これをもって終了いたします。

議長

法務局から地目変更登記に係る照会による、回答報告事項が7件あります。事務局より説明願います。

事務局

地目変更登記に係る農地の現況照会であります。

報告第1号につきましては、申請地が2筆、むつ市中央一丁目738番19、地目が畑、面積が2.8㎡。中央一丁目738番の20、地目が畑、面積が2.8㎡。平成23年9月8日、10番菅原委員、22番立花幸雄委員、事務局において土地の利用状況を確認しております。現況は、宅地の状況で数十年経過していることから判断し、非農地として回答しました。

報告第2号につきましては、申請地がむつ市並川町48番34、地目が畑、面積が142㎡。平成23年9月14日、10番菅原委員、16番藤澤委員、事務局において土地の利用状況を確認しております。現況は、原野の状況で数十年経過していることから判断し、非農地として回答しました。

報告第3号につきましては、申請地がむつ市大字関根字南関根149番3、地目が畑、面積が418㎡。平成23年9月16日、23番坪委員、28番杉山委員、事務局において土地の利用状況を確認しております。昭和48年に住宅が建設されており、宅地の状況で数十年経過していることから判断し、非農地として回答しました。

報告第4号につきましては、申請地がむつ市大畑町正津川戦敷571番、地目が田、面積が3,363㎡。平成23年9月20日、2番柳澤委員、3番北上委員、12番本山委員、19番赤坂委員、29番畑中委員、事務局において土地の利用状況を確認しております。現地は、昭和

5 1 年頃土壌汚染が発生した地域で農作物の生育が悪く、農作物作付けに適さないこと、雑草が繁茂し原野の状況で数十年経過していることから判断し、非農地として回答しました。

報告第 5 号につきましては、申請地がむつ市大畑町正津川平 2 9 3 番、地目が田、面積が 2, 4 5 9 m²。平成 2 3 年 9 月 2 0 日、2 番柳澤委員、3 番北上委員、1 2 番本山委員、1 9 番赤坂委員、2 9 番畑中委員、事務局において土地の利用状況を確認しております。現況は、報告第 4 号と同じく土壌汚染が発生した地域です。農作物の生育が悪く、農作物作付けに適さないこと、雑草が繁茂し原野の状況で数十年経過していることから判断し、非農地として回答しました。

報告第 6 号につきましては、申請地がむつ市大字関根字南関根 3 9 番 1、地目が畑、面積が 7 4 2 m²。平成 2 3 年 9 月 2 2 日、2 3 番坪委員、2 8 番杉山委員、事務局において土地の利用状況を確認しております。昭和 4 6 年に住宅が建設されており、宅地として数十年経過していることから判断し、非農地として回答しました。

報告第 7 号につきましては、申請地が 2 筆中、むつ市大字田名部字斗南岡 3 2 番 4 3 6 については、地目が畑、面積が 1 8 3 m²。現況が山林となっています。むつ市大字田名部字斗南岡 3 2 番 4 3 7 については、地目が畑、面積が 4 3 1 m²。現況が公衆用道路となっています。平成 2 3 年 9 月 2 8 日、2 7 番原委員、事務局において土地の利用状況を確認しております。2 筆とも、山林、公衆用道路として十数年経過していることから判断し、非農地として回答しました。 以上です。

議 長

これで報告を終わります。

その他、ご質疑・ご意見ありませんか。

各委員

なし

議 長

以上で、本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、むつ市農業委員会第 6 7 3 回総会を閉会します。

9. 会議録署名委員

会議録署名委員 菅 原 靖 博

会議録署名委員 工 藤 輝 雄